

堺障推第3807号
令和3年1月21日

指定障害福祉サービス事業所等 管理者 様

堺市健康福祉局
障害福祉部長 森 浩二
(公 印 省 略)

指定障害福祉サービス事業所等における安全管理について（通知）

平素は、本市の障害福祉行政に御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記に関し、今般、本市の区域内に所在する指定障害福祉サービス事業所におけるサービスの提供中（入浴中）に、利用者が当該事業所の浴室で死亡（溺死）する事故が発生しました。

指定障害福祉サービス事業所等の皆様におかれましては、日々、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）等に従い、適切に事業を実施されていることと存じますが、改めて、下記の事項を踏まえ、利用者の安全の確保等に最大限配意した上で事業を実施していただきますようお願いいたします。

記

- 1 日頃から利用者の心身の状況の把握に努め、各利用者の障害特性、基礎疾患の有無等に応じた適切なサービスの提供を行うとともに、利用者の安全確保を図ることができるよう、日頃から職員間の情報共有、連携の強化に努めること。特に、個別支援計画等において、支援手法に係る特段の記載がある場合は、当該支援手法を確実に履行できるよう、十分留意すること。
- 2 地震、台風等の自然災害や感染症の発生をはじめ、事業所内、送迎中の事故、負傷など、不測の事態に備え、緊急時の対応マニュアル等を策定するとともに、当該マニュアル等を踏まえた防災訓練、救急対応等の研修を実施するなど、緊急時の体制構築に努めること。
- 3 サービスの提供等により事故等が発生した場合には、利用者の家族、市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずること。特に、死亡、重症（30日以上の治療を要するもの等）に係る事故については、直ちに本市に報告すること。

※事故発生時の報告の詳細については、本市ウェブサイトの下記ページを参照してください。

https://www.city.sakai.lg.jp/kenko/fukushikaigo/shogaifukushi/jigyosya/syofuku_jigyosya/df_filename_7592390320.html

[問合せ先]

〒590-0078

堺市堺区南瓦町3番1号 堺市役所本館7階

堺市 健康福祉局 障害福祉部

障害施策推進課 事業者係

電 話：072-228-7818

電子メール：jigyo-shosui@city.sakai.lg.jp